

平成21年 6 月26日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目14番5号

日新商事株式会社

代表取締役社長 阿 部 泰 弘

第65回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第65回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第65期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び会計監査人並びに監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第65期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
(目 的) 第2条 (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(1) } (条文省略)	(1) } (現行どおり)
}	}
(15) }	(15) }

変 更 前	変 更 後
<p>(16) <u>管理医療機器等の販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(17) (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程の定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p> } }</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 } (条文省略)</p> <p>2 }</p>	<p>(16) <u>電解還元水整水器、カートリッジ及び電解還元水の販売</u></p> <p>(17) <u>自動車及び自動車用品の賃貸業</u></p> <p>(18) <u>食料品、飲料(清涼飲料水)、日用雑貨品及びその他生活用品の販売</u></p> <p>(19) <u>超高輝度マイクロプリズム反射素材の販売</u></p> <p>(20) <u>電気通信事業法による通信機器販売及び電気通信サービスの加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p>(21) <u>電化製品及び環境対応商品等の販売</u></p> <p>(22) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p> } }</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 } (現行どおり)</p> <p>2 }</p>

変 更 前	変 更 後
<p>3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条 } 第31条 } (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 } 第30条 } (現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第31条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に阿部泰弘、筒井博昭、田名部陽介、磯部史雄、折本邦夫、本間一郎の各氏が再選され、新たに筒井重伸氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに監査役に三浦満男、山口睦男の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。また、補欠監査役には亀山晴信氏が再選されました。

以 上

平成21年6月26日現在の取締役、監査役、執行役員は次のとおりです。

代表取締役社長	阿部泰弘
代表取締役副社長	筒井博昭
常務取締役	田名部陽介
取締役	磯部史雄
取締役	折本邦夫
取締役	本間一郎
取締役	筒井重伸
常勤監査役	三浦満男
非常勤監査役	城田茂雄
社外監査役	五反文雄
社外監査役	山口睦男
執行役員	服部浩
執行役員	守屋正男
執行役員	中島博
執行役員	佐藤隆夫
執行役員	青木修三
執行役員	辻光徳

以上

期末配当金のお支払いについて

第65期期末配当金は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において1株につき9円とさせていただき、平成21年6月9日よりお支払を開始しております。

配当金の口座振替をご指定の単元株主様については、すでに送付しております「定時株主総会招集ご通知及び配当関係書類」に、また、単元未満株主様については、「配当関係書類」にそれぞれ「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封しておりますので、ご確認願います。なお、株式数比例配分方式をご指定の株主様は、「配当金のお受け取り方法について」にてご確認願います。

その他の株主様は、それぞれの書類に同封しております「第65期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局にて、払渡しの期間内（平成21年6月9日から平成21年7月31日まで）にお受け取り願います。